

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2020 SEP (Vol.41)

CONTENTS

海外ビジネス実務と「まっとうな」企業行動との関係	2
太陽グラントソントン パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏.....	2
新興国ニュース 第41回 フィリピン・ミャンマー最新ビジネス情報.....	4
株式会社東京コンサルティングファーム.....	4



株式会社 中国銀行
 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
 TEL : 086-234-6539

香港支店	cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール駐在員事務所	cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所	cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所	cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所	cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外ビジネス実務と「まっとうな」企業行動との関係

太陽グラントソントン

パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏

今回は、日本企業が海外のさまざまな国でビジネスを行う際に必ず悩まれる場面があると思われるテーマについてお話をさせていただきます。海外でビジネスを行う場合、ビジネスを行う相手となる取引先や購買先などは、多くの場合現地企業や日系企業に勤める現地従業員になります。そのため、日常的なコミュニケーションや商習慣は現地の流儀にある程度従わざるを得ません。

ところで、日本には「国家公務員倫理法」という公務に対する法律があり、その中で公務員への利害関係が生じる相手からの飲食等の接待は禁止されています。更に「国家公務員倫理規程」により、「利害関係に当たる人」との付き合い方に関して、政令として定められている項目があります。利害関係者とは、「契約・認可・検査の仕事」に関与する相手と定められています。これと同趣旨の法律は欧米諸国やその他一部の国でも制定されていますが、一方で途上国を中心に、現実の経済社会では、まだまだ利害関係を目的にした公務員に対する接待贈答が行われているケースが少なくありません。場合によっては、公務員の方からあからさまに相応の見返り要求をしてくることもあります。行政手続きに関する許認可を急ぎで取得したい場合、地元の有力者に「コンサル料」を支払って当局に口利きをしてもらい、認可待ちの申請書類の優先順位について便宜を図ってもらったり、進出時の土地取得に関連して条件の良い土地を工業団地から紹介してもらうために、相当な「お土産」を用意したり、といった例はいまでもあるかと思えます。

ここで難しいのは、日本企業の海外子会社としては、当然、日本企業のグループの一員であるため、日本企業としてのコンプライアンスを遵守する必要がありますが、一方で、現地で「円滑にスピーディに」ビジネスを進めていくためには、ある程度「郷に入っては郷に従え」的な側面が必要なのも否めません。これは、どちらが正解と判断を付けにくいものです。

ここで必ず押さえなければいけないのは、違法行為にあたるかどうかです。違法行為になる行為は、どんなに現地で得意先などに求められても、行ってはいけません。これで大きな取引が取り損ねるとしても、それはそれだけの取引だということです。ここで言う違法の法は、現地法、日本法、国際法などさまざまな法律に照らす必要があります。一方で、「コンプライアンスに違反している」という言葉にはいくつかの定義の幅があります。

法令を遵守していないこと、法令は遵守しているが企業としてのモラルに反すること、日本的常識からは外れていること、などです。は前述の通り、絶対にだめですし、逆に は でもなれば郷に入る部分があっても良いかと思えます。問題は です。いわゆる「まっとう」な取引かどうかです。

ある日本企業の中国子会社での事例です。この中国子会社では、近々、税務調査が入ることが判明しました。会社内で過去の税務申告状況などをレビューしたところ、企業所得税など論点となりそうな点がいくつかあり、すべて追徴課税となった場合、1億円近い税負担になる可能性があることが分かりました。しかし、会社としては特に問題とされるような取引を行っていたということではなかったため、当初は税務調査前にローカルファイル等の税務書類を準備した上で、正々と税務調査に臨む予定でした。

そこへ、従来から税務相談を受けていた地元の税務事務所（地元税務署と非常に緊密な関係にある）から、1億円の3割相当額を報酬とすることで、税務調査の前に税務署とコミュニケーションをすれば、その3割以上の金銭負担は一切発生しないように出来る、そもそも税務調査もアツという間に完了する、という提案がありました。この日本企業としては、税務調査を普通に受ければ1億円程度の課税負担が生じるかも知れないし、税務調査が始まると長期化することも珍しくはありませんが、一方、地元の税務事務所の提案を受け入れれば、その3割相当で負担金額が早期に確定するため、これはこれで大変魅力的であり、果たしてどうすべきか大変悩まれました。確かに3割相当額で金額負担が早期に確定するのは魅力ですが、「まっとう」な税務調査を受けずに、税務署員の裏の金を払って済ませるようなやり方が本当に正しいのか、難しい判断でした。結局、「まっとう」に税務調査を受けることにされました。中国ではもしかしたら、こうした事案はまだ少ないのかも知れませんが、3割相当額を支払って、税務調査を実質おしまいにするのは、具体的な法に触れている訳ではありません。しかし、法に反してはいないものの、いわゆる企業モラルとして、「まっとう」ではないと思われる手段は取らないとい

う判断をされました。これはたいへん重要なことです。

では、どこまでが「まっとう」で、どこからは「まっとう」ではないのでしょうか。この境界線にも、日本企業としての日本的な価値観での「まっとう」と、海外現地の商習慣などで判断される「まっとう」と、2つのレベルが異なっている可能性があることに注意する必要があります。ここでの読者のみなさまは、日本企業にいらっしゃる方がほとんどかと思えます。日本企業の有形無形の品質ははまだ世界でも高く評価されているところですが、それは、もちろん日本企業の作り出す製商品の品質レベルが高いことがあります。さらに、高いレベルでの「まっとう」な企業行動を貫いていることが世界で認められているからに違いありません。「そのような硬いことを言っているのは、海外現地ではうまくビジネスが出来ない」と言う言い分も理解は出来ますが、「まっとう」な価値観に基づく企業行動こそ、日本企業がこれまで築いてきた世界的な信頼感の土台であり、これからも絶対に大切にしていかなければならないものだと考えています。

太陽 Grant Thornton (Grant Thornton 加盟事務所)

Grant Thorntonは、世界130カ国以上・700以上の拠点を有する国際会計事務所ネットワークです。太陽 Grant Thornton (太陽有限責任監査法人、太陽 Grant Thornton 税理士法人、太陽 Grant Thornton・アドバイザーズ株式会社)が、Grant Thorntonの日本メンバーとして、国際水準の監査の他、会計、税務、企業経営全般のコンサルティングサービスをご提供しております。

【国内拠点】 東京事務所、大阪事務所、神戸オフィス、名古屋事務所、北陸事務所、福井オフィス、富山オフィス
【ジャパングラント Thornton】 中国(北京、上海、広州/香港)、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、フィリピン、マレーシア、ベトナム(ホーチミン、ハノイ)、オーストラリア、米国(シカゴ、ニューヨーク、アーバイン)、メキシコ、フランス、アイルランド、英国。

詳細は太陽 Grant Thornton Webサイトをご覧ください。 <http://www.grantthornton.jp>

新興国ニュース 第41回 フィリピン・ミャンマー 最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はフィリピンとミャンマーの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

フィリピン

「関係者間取引情報の開示」

2020年7月8日付で内国歳入庁（BIR）による歳入規則 2020 年第 19 号が発令されました。これは移転価格税制の取り締まり強化を目的として、全企業、関係者間取引の情報を年次確定申告時に提出しなければならない、という内容です。本規則により、移転価格の指摘リスクが高まることとなります。

参照 URL :

(https://www.bir.gov.ph/images/bir_files/internal_communications_1/Full Text RR 2020/RR No. 19-2020.pdf)

本稿では、以下の内容に触れていきます。

- ・歳入規則 2020 年第 19 号の目的
- ・新しい義務としてしなければいけないことは何か
- ・Form 1709 に記載する取引とは
- ・関連当事者（Related Party）とは誰か
- ・取引に関するどのような情報を申告するのか
- ・どのような書類を添付するのか
- ・何年度分の確定申告から、Form 1709 を添付しなければならないか
- ・「移転価格文書」の提出は必要なのか？ “ Any ” の意味とは

（1）歳入規則 2020 年第 19 号の目的について

これまでフィリピンでは移転価格税制に関する企業側の対応について具体的な手続きが発表されておりました。端的に言うと、「移転価格は税務調査の対象になるため、いざ税務調査が入ったときに、移転価格文書が用意されているべき」という、曖昧な内容でした。今回、その具体的な対応方法として、**Form 1709**

(https://www.bir.gov.ph/images/bir_files/txpayers_service_programs_and_monitoring_1/BIR Form No. 1709 final.pdf)

という新たな申告フォームの年次提出・及び移転価格文書の添付が求められました。これにより、BIR としては移転価格に関する税務調査がしやすくなるということになり、一方で企業にとっては、関連当事者間取引における価格の妥当性の確認・或いは見直しを行うこととなります。周辺各国同様、**フィリピンにも移転価格税制の取り締まりが本格化する時代がやってきた**ということが言えます。関連者間取引のある企業にとっては、「知らない」「よくわからない」では済まされなくなってきます。

（2）新しい義務としてしなければいけないことは何か

簡単にまとめると以下の通りです。

国内外関連者間取引の情報開示申告書「Form 1709」を、年次確定申告書への添付書類として提出すること。年次確定申告は決算日より 105 日以内が期限となっています。申告書への添付書類は、この期限から 15 日以内に提出の必要あります。つまり、決算日から 120 日以内に Form 1709 を BIR へ提出しなければなりません。

移転価格文書（Any Transfer Pricing Document）を含めた、関連者間取引に関する書類を、Form 1709 へ添付して提出すること

(期日は Form 1709 と同様)

本規則で定められた規定(申告義務)に違反した場合、税法 250 条に従い、違反ごとに PHP1,000、最大 PHP25,000 が課されます。

万が一移転価格について税務調査が入り、そこで指摘された場合の納付額とは別です。

(3) Form 1709 に記載する取引とは

関連当事者との以下の取引はすべて、本申告書を通じて申告することになります。

- (a) 物品(完成品または未完成品)の売買
- (b) 不動産及びその他資産の売買
- (c) サービスの提供又は受領
- (d) リース取引
- (e) 研究及び開発の移転
- (f) ライセンス契約に基づく移転
- (g) (貸付及び、現金またはその他の手段での、出資を含む)財務契約に基づく移転
- (h) 保証または担保の提供
- (i) 未履行契約を含め、将来特定の出来事が発生した、または発生しなかった場合に、何かを行うという約束(Commitment)
- (j) どちらか一方が、もう一方に代わって行う、負債の決済

このように、関連当事者の取引の大半が上記に当てはまる取引となると考えられます。

(4) 関連当事者(Related Party)とは誰か

関連当事者とは以下の通り定義されています。上記の取引を、以下の個人/法人と行っている場合には、その情報を申告することになる、ということです。

ここでは、Form 1709 を提出する企業のことを報告企業(Reporting Company)と呼称しております。報告企業 = 貴社フィリピン拠点とって

いただければと存じます。

- (a) 以下のいずれかに当てはまる個人
 - (i) 報告企業を支配または共同支配している
 - (ii) 報告企業に対し大きな影響力を持っている
 - (iii) 報告企業・または報告企業の親会社の経営幹部の一員である

また、上記の個人と、以下のような親族である場合も、関連当事者とみられる可能性があります。

- ・ 個人の子供・配偶者・内縁関係にある者
- ・ 個人の配偶者または内縁関係にある者の子供
- ・ 個人の扶養家族又は配偶者・内縁関係にある者の扶養家族

経営幹部とは

企業の活動を直接的または間接的に、計画・指示・支配する権限及び責任を有する者(業務執行権の有無を問わず企業の取締役を含む)と定義されています。(フィリピン会計基準 24-9 号)

- (b) 以下のいずれかの条件に当てはまる法人
 - (i) 報告企業と同じグループ内の企業(親会社・子会社・兄弟会社等)である場合
 - (ii) 一方の企業がもう一方の企業の、関連会社(Associate)又は合弁企業(Joint Venture)である(又は、もう一方の企業が一員となっているグループの、関連会社または合弁企業である)場合
 - (iii) 双方の企業にとって同じ第三者が合弁企業である場合
 - (iv) 一方の企業にとっての合弁企業である第三者が、もう一方の企業の関連会社である場合
 - (v) その企業が報告企業・または報告企業の関連企業の従業員の給付のための退職後給付制度である。報告企業そのものがそのような制度である場合には、拠出している雇用主も、報告企業の関連事業者となる場合

退職給付信託を請け負う会社のことを指すものと考えられる

- (vi) その企業が、上記(a)に示した個人に、支配または共同支配されている場合
- (vii) 上記(a)(i)に示した個人が、その企業に対し大きな影響力を持っている、または、その企業（またはその親会社）の経営幹部の一員である場合
- (viii) その企業、またはそのグループ内の一員が、経営幹部サービスを、報告企業または報告企業の親会社に提供している場合

以上が定義となります。国内・国外にある会社なのかを問わず、上記の定義に当てはまれば関連当事者となります。

また、具体的に、株式の何パーセント以上であれば関連会社であるなどと定義をされているわけでもないことに注意が必要です。実態として、報告企業に対し大きな影響力を持っていれば、関連当事者と定義される可能性があります。他の株主に比べ株式を所有している割合が高ければ、そう認識される可能性は高まります。

(5) 取引に関するどのような情報を申告するのか

Form 1709 では、上記取引に関して以下の詳細を申告する必要があります。

- (i) 取引金額
- (ii) 未決済残高及び、その契約条件 (Terms and conditions)
- (iii) 未決済残高に対する貸倒引当金額
- (iv) 期中に認識した、不良債権に関する費用

(6) どのような書類を添付するのか

以下の書類が Form 1709 に添付されるよう、本規則では発表されています。

- (a) 関連する契約書のコピー 1 または取引の証明

書

- (b) 源泉税申告書及び、その源泉税を BIR へ納付した証拠
- (c) 外国の税金を納付した証拠、または関連当事者が居住する国の、その国の税務局から発行された規則
- (d) もしあれば、Advance Pricing Agreement 1 2 のコピー
- (e) 移転価格文書 (Any Transfer Pricing Document)

1 これらの書類は Certified true copy である必要があるとされています。通常は、当事者がコピーに対し、正確なコピーである旨を証明する署名を行います。日本での公証 (アポステール認証) が求められる可能性はここでは明記されていません。

2 Advance Pricing Agreement (APA ・事前確認制度) とは、取引額が移転価格税制上問題ないか、事前に税務局に確認できる制度のことです。しかし現状、フィリピンでの APA の具体的な申請方法等のガイドラインは発表されておりません。

(7) 何年度分の確定申告から、Form 1709 を添付しなければならないか

本規則では、「規則の発表後 15 日以内」とあります。7 月 8 日付の本規則ですが、実際の公表は 7 月 10 日。その 15 日後というと 7 月 25 日です。

3 月末決算企業の確定申告期限は 7 月 15 日、そしてその添付書類の提出期限は 7 月 30 日となります。そのため、2020 年 3 月決算の企業様から、本申告提出の対象となると考えられます。

3 月末決算企業の確定申告期限は 7 月 15 日ですが、その添付書類の提出は 7 月 30 日が期限となっています。よって、2020 年 3 月末決算企業に

とって今年から Form 1709 を添付しなければいけないのか否かという点は、本規則では不明確になっていました。この度、弊社が BIR の国際税務部担当官に問い合わせたところ、3 月末決算企業から提出すべきであるとの回答を得ました。また、本規則に関する詳細である歳入覚書回状 (RMC) の発行を 7 月中に予定しているとの情報もあります。

本稿は 2020 年 7 月時点の情報をもとに起稿していますので、すでに経過している期限についての言及がありますことをご了承ください。

〔 8 〕移転価格文書』の提出は必要なのか？ “ Any ” の意味とは

移転価格文書の作成は、以前より義務付けられていました。本規則では、移転価格文書を Form 1709 に添付するようにと記されています。そこには、“ Any Transfer Pricing Document ” と記載されており、中には「もしあれば (If any) 」と取ることもできるという見解もあります。その解釈については、前述の RMC で発表されることを期待しています。特に、通常 2~3 か月ほどかかる移転価格文書を、2020 年 3 月末決算の企業のために 7 月 30 日までに提出せよというのは、多くの企業にとって現実的ではないでしょう。そのような状況から考えても、「もしすでに用意していれば」添付すること、と解釈することは必ずしも否定できません。

保守的に考え、移転価格文書を毎年提出することが義務だと考えるのが安全ではあります。その場合、監査のように期末を迎えてから準備するのではなく、**期中から準備しておくことを推奨**します (つまり 12 月末決算の企業が、2021 年の話だからまだ大丈夫だろうとするのではなく、今のうちから動きだした方がよいということです)

また、毎年それぞれの課税年度分の移転価格文書を作成し、提出するという必要があるということになりますと、新しい取引をしたり取引額を変えたりするたびに、その取引価格の妥当性を文書化しなければならないこととなります。

特に今回 **Form 1709 にて申告する額が大きい企業においては、BIR から注目される可能性が高い**ため、万が一税務調査に入られた場合にすぐに対応できるよう、移転価格文書は用意しておくべきであると考えます。実際に、すでに日系企業の税務調査で移転価格について BIR から質問される事例があります。移転価格文書提出を税務調査で求められる日も遠くはありません。

ミャンマー

「企業向けの申告納税方式 (SAS) がついにスタート」

ミャンマーでは現在、外国企業が多く分類されている MT0-2 (Medium Taxpayer Office : 中規模納税者税務署 のランク 2 に位置する税務署) において、賦課課税方式 (OAS) から申告納税方式 (SAS) へ変更が行われます。

SAS への正式な移行は 2020 年 10 月 (2020 年 -2021 年会計年度の年度始め) から始まる予定となっていますが、今回の商業税四半期申告においては 10 月からの SAS 開始に先駆け、従来の OAS 方式ではなく SAS 方式での提出が求められています。

OAS 方式と SAS 方式は、税務申告から税額確定のプロセスが異なります。ただし、適用される税法は同じです。

では、OASと比較して、SAS方式には実務上どのような違いがあるのかをまとめてみたいと思います。

賦課課税方式（OAS）

賦課課税方式（OAS）は納付書を税務署に発行してもらい、これを用いて納付処理を行います。

納税者番号のようなものとして、税務署内の管理番号としての整理登録番号（General Index Registration Number: GIR No.）があり、これで整理が行われているのが実態です。

この方法ですと税金納付と納税者の紐づけがシステム的に処理できないために、整理登録番号（GIR No.）に紐づけた納付書を税務署が発行し、それを利用して納付手続きを行う必要があります。

納税者からの申告の後に税務査定を経て税額が確定される特性上、申告書は簡便なものとなっています。その一方で査定の際には各種資料の提出や説明などが求められます。

申告納税方式（SAS）

申告納税方式（SAS）は日本を含め一般的に世界各国で使用されている方式です。

納税者が自分たちで納付書を作成して、納付処理を行います。登録によって納税者識別番号（Taxpayer Identification Number: TIN No.）が付され、納税者識別番号により納税の紐づけがシステム的に可能となりますので、納税者自ら納付手続きを行うことが可能となりました。

SASの申告においてはこの申告でもって税額が確定することから、詳細な計算過程や調整項目なども記入する必要があります。

また、従来のOAS方式では毎年申告時に税務査定を行い税額が確定していたので、通常であれば税務調査などはないのが特徴でした。

その一方でSAS方式になると納税者側の申告によって税額が決定されるという特性から、定期的な税務調査を行うことが前提となってきます。そのため、各企業においては税務調査にも対応できるように日々の書類管理や事例等の情報収集が重要になってきます。

この税務調査ですが、税務調査を行う必要がある場合には税務署から初回の連絡が来ます。連絡が来てから10日以内に調査日時等に関して税務署へ返答をします。

10日以内に対応を行わなかった場合には2回目の連絡が来ますが、この2回目の連絡には3日以内に対応を行う必要があります。3日以内に回答しない場合は強制的に税務調査が行われてしまいます。

税務調査の際に見られる点としては書類に不備がないか、不正な費用の計上や所得隠しがないか、適切な納税がなされているか（源泉税やキャピタルゲインタックスを含める）等を確認していくこととなります。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com